

東京都公安委員会告示第3019号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年7月16日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

記

1 意見の聴取の期日

令和8年7月24日 午前9時30分 開始

2 意見の聴取の場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本部 意見の聴取会場

東京都公安委員会告示第3020号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年7月16日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

記

1 意見の聴取の期日

令和8年7月24日 午前9時30分 開始

2 意見の聴取の場所

府中市多磨町三丁目1番地の1

警視庁府中運転免許試験場 意見の聴取会場

東京都公安委員会告示第3021号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年7月16日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

記

1 聴聞の期日

令和8年7月24日 午前9時30分 開始

2 聴聞の場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本部 聴聞会場

東京都公安委員会告示第3022号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年7月16日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

記

1 聴聞の期日

令和8年7月24日 午前9時30分 開始

2 聴聞の場所

府中市多磨町三丁目1番地の1

警視庁府中運転免許試験場 聴聞会場

東京都公安委員会告示第3023号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年7月16日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

記

1 聴聞の期日

令和8年7月24日 午前9時30分 開始

2 聴聞の場所

品川区東大井一丁目12番5号

警視庁運転免許本部 聴聞会場

東京都公安委員会告示第 3 0 2 4 号

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 4 条の 2 の 2 の規定による行政処分について
公開による意見の聴取を行うので、同条第 6 項において準用する同法第 1 0 4 条第 1 項の規定に
基づき、次のとおり告示する。

令 和 8 年 7 月 1 6 日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 意見の聴取の期日

令 和 8 年 7 月 2 4 日 午前 9 時 3 0 分 開始

2 意見の聴取の場所

品川区東大井一丁目 1 2 番 5 号

警視庁運転免許本部 意見の聴取会場